

府中市道路占用料徴収条例第4条の規定による減免措置の基準

府中市道路占用料徴収条例（昭和29年9月22日条例第36号、以下「条例」という。）第4条の規定による減免措置は、次の基準によるものとする。

第1 条例第4条第1号から第9号までに掲げる物件に対する措置

1 占用料の全部を免除することができるもの

- (1) 条例第4条第1号から第9号までに掲げる物件

第2 条例第4条第10号に掲げる物件に対する措置

1 占用料の全部を免除することができるもの

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律100号）による選挙運動のために使用する立看板その他の物件
- (2) 街灯（アーチ式のものを除く。）及び街灯への配線
- (3) アーケード
- (4) 公益法人が設置する有線テレビジョン放送施設のうち、架空の道路横断電線
- (5) テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で、非営利的なもの
- (6) 公共的団体が設置する有線放送施設及び水道管、下水道管その他の管路
- (7) 無料で公衆に開放している公園、広場及び運動場
- (8) かんがい排水施設、その他の農業用地の保全又は利用上必要な施設
- (9) カーブミラー
- (10) くずかご、花だん、掲示板等で営利の目的がなく、交通安全及び道路の美化並びに公衆の利便に著しく寄与すると認められるもの
- (11) 地下街、地下室、通路等に付随して設置される洗面所、休憩所等で、主として公衆が無料で使用できるもの及び非常用階段その他の避難用施設
- (12) 地上権等により道路敷の権原を取得して道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件。ただし、地上権等を設定する際、占用料の徴収を前提としている場合は、この限りでない。
- (13) 道路が、河川及び公園の区域に重複し、その管理者が占用使用料を徴収している場合における当該道路区域内の占用物件
- (14) 電気事業者及び認定電気通信事業者が設ける支柱、支線、電柱を支えている支柱、架空の道路横断電線
- (15) アーチ式工作物のうち商店会等が地元商工業の振興のため設置するアーチ型装飾燈（市が設置費の補助を行うものに限る。）
- (16) 電気、電話及び通信等の各戸引込管線類
- (17) 商店会・町内会等が設置する防犯カメラ及びその付属施設
- (18) 公共の用に供する通路（公衆が24時間又は鉄道の運行時間帯、道路交通の一環として通行している、鉄道等の公共施設と連絡する通路、又は、行政の施策として設置された通路）

- (19) 令和3年4月1日以降、既設の架空電線を撤去するために、地下に埋設する又は新たに占用許可を受けて地中に設ける電線、管路（「地下電線に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）
 - (20) 前各号に掲げるもののほか、国、都及び市が実施する事業により設置するもの並びに府中市総合計画に位置付けられた施策の推進のために設置する工作物、物件又は施設で市長が必要であると判断したもの
- 2 占用料の額の1/2を免除することができるもの
- (1) 公益法人が設置する有線テレビジョン放送施設のうち、架空の道路縦断電線
 - (2) バス停留所標識及びバス待合所（上屋を含む。）
 - (3) 公安委員会の設ける交通信号灯を添加している電気事業者の電柱及び電気通信事業者の電話柱
 - (4) 認定電気通信事業者が設ける携帯電話等の小型の無線基地局及びその他これに類する小型の無線基地局
- 3 その他占用料の額の一部を免除することができるもの及び減免額
- (1) 看板
表1に定めた額を超える部分
 - (2) 日よけ
表2に定めた額を超える部分
 - (3) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条により指定された都市再生推進法人が、都市再生整備計画の区域内において都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第17条に掲げる施設等を占用するとき
条例に基づき徴収する額の10分の1を超える部分
 - (4) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下電線に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。）
条例に基づき徴収する額の5分の4を超える部分
 - (5) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下電線に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。）と一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）
条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分

看板に係る減免措置

表 1

物件	減免後徴収単価（1個につき）
電柱添加	7, 190円
電柱巻付	3, 590円
消火栓標識広告 バス停留所広告	4, 660円

日よけに係る減免措置

表 2

物 件	占用面積 1 m ² につき 1 年
日よけ	3, 180円

付則

この基準は、昭和30年1月1日から施行する。

付則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

付則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

付則

1 この基準は、令和5年12月28日から施行する。

2 この基準による改正後の府中市道路占用料徴収条例第4条の規定による減免措置の基準の規定は、この施行の日以後の道路の占用に係るものについて適用し、同日前の道路の占用に係るものについては、なお従前の例による。

付則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。